四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第33号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則(平成30年四日市市規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正後改正前(利用料金の減免)(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、条例別表第1 備考第4項及び別表第2備考に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めたときは、利用料金を減額又は免除することができる。この場合において、利用料金の減額又は免除の範囲は、その都度市長が定める。

第10条 条例第7条の規定に基づく利 用料金の減額又は免除の範囲は、次の

とおりとする。

- (1) 市内に所在する保育所、幼稚園、小 学校、中学校、認定こども園及び障害 者団体が、アリーナを専用使用する 場合の条例別表第1及び別表第2に 定める利用料金 5割
- (2) 市内に在住する、身体障害者手帳、 療育手帳又は精神障害者保健福祉手 帳を所持する者が、アリーナを個人 使用する場合の条例別表第1及び別 表第2に定める利用料金 5割
- (3)その他市長が特別の理由があると認めたときその都度市長が定める割合
- 2 利用料金の減免を受けようとする者
- 2 前項の場合において、減額後の額に

は、四日市市公共施設利用料金減免申 請書(第5号様式)に減免を必要とす る理由を記載し、指定管理者に申請し なければならない。

(特定施設及び備品器具の利用料金)

- 第11条 条例別表第1に規定するドームの特定設備及び備品器具の利用料金は、別表第2に定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる使用について、当該各号に定 める者が使用する場合のドームの設備 器具及び備付物品の利用料金は、規定 料金の100分の50の額とする。こ の場合において、その額に10円未満 の端数が生じたときは、これを四捨五 入するものとする。
 - (1) 条例別表第1に規定する専用利用 料金に係る使用 市内の小学校、中 学校、幼稚園、保育所、認定こども園 及び心身障害団体
 - (2) 条例別表第2に規定する個人利用 料金に係る使用 中学生以下及び市 内の心身障害者で身体障害者手帳、 療育手帳又は精神障害者保健福祉手 帳を提示したもの

10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 第1項第1号及び第3号に規定する 者は、四日市市公共施設利用料金減免 申請書(第5号様式)に減免を必要と する理由を記載し、指定管理者に申請 しなければならない。

(特定施設及び備品器具の利用料金) 第11条 ドームの特定設備及び備品器 具の利用料金は、別表第2に定める額 とする。 附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)